## **様式第1** (規程第19条~第20条関係)

<b>探八舟</b> 1 (风性舟 1 5 未 5 舟 2		<del>-</del>	D			
		平月	又 4	年	月	日
自己の保有個人データの開示等の請求・不服の審査請求						
部局統括責任者・個人情報保護	養審査委員会 様					
請 求 者 氏 名			印			
所属・学籍番号等						
住 所						
電話番号 ( )	- (	連絡可能時間:			]	
(*代理人の場合 □未成年	者(  年	月 日生) [	]委任代理	里人		
本人の氏名・住所						)
I 私は、「個人情報の適正な取扱いに関する規程」及び「自己の保有個人データの開示等の請求						
に関する要項(表中「要項」)」に基づき、下記により、自己の保有個人データの開示等の請求をし						
ます。						
II 私は、上記規程等に基づき、本学の採った個人情報の取扱いに関する措置・決定に不服がある						
n 私は、工能規模等に基づき、本子の休うた個人情報の収扱いに関する相直・伏足に小版がある ので審査の請求をします。						
V/ C 街 且 V/ 明 小 で し よ り o						
I 開示等の請求をする場合(下	Ⅱ不服の審査の	請求をす	トる場合	(口に	Iの番号	
を記入。複数記載可能)						
		1 期学转录组件	アサナス金	木の註も	<u>}</u>	
	1 開示請求退けに対する審査の請求					
1 利田日的の落知の誌子(西	L					
1 利用目的の通知の請求(要						
2 開示の請求(要項第4条第	職員:個人情報保護審査委員会への審査請求					
3 訂正・追加・削除の請求(要項第5条) (要項第10条第1項第1号)						
4 利用の停止・消去の請求(要項第6条第1項)						
5 第三者提供の停止の請求(要項第6条第2項) 2委員会審査不服に対する審査の請求						
個人情報保護審査委員会(要項第11					1条第	1号)
開示等の請求する内容と理由又は不服の審査請求をする内容と理由						
* 以下は本学が記入:						
マス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・						
開示等の請求・不服の審査請求						
の受理年月日・本人確認書類				7 — L	`	
	□運転免許証□			7	)	
開示等の請求者	□本人 □代理人	(代理人である旨	の確認書	計類)		
No. 4 14 C HISTS H	(					)

## 備考

- 1 窓口でこの文書受理の際、上記の本人確認書類の提示又は提出を求めて本人確認後、所定の「文書受理書」を交付すること。
- 2 審査請求には、本学の措置・決定の通知文書(本学でコピーする。)を添付してください。 記載中の個人情報は、請求事項に係る内部処理とあなたとの連絡以外に利用することはあり ません。

## 自己の保有個人データの開示等の請求・不服の審査請求

## 1 本人確認について

自己の保有個人データの開示等の請求・不服の審査請求をする場合には、窓口において本人確認をするので、学生証・生徒手帳又は写真付の氏名・生年月日・住所を記載した身分証明書、在留カード等を提示又は提出してください。

- 2 不服の審査請求について
  - (1) 通知文書(写し)の添付

本学の採った個人情報の取扱いに不服がある場合には、審査請求をすることができます。 この場合において、本学の採った措置・決定の通知文書(写し)をこの様式に添付して提出してください。なお、通知文書が原本の場合は、本学でコピーをとります。

- (2) 審査請求の流れ
- ア 職員の場合 開示等の請求→情報保有部局等の認否の措置→請求者に通知→この措置に不 服がある場合は個人情報保護審査委員会に審査請求→同審査委員会の審査・決定→請求者に通 知
- イ 学生・生徒の場合 開示等の請求→情報保有部局等の認否の措置→請求者に通知→この措置 に不服がある場合は当該情報保有部局等に常置する委員会に審査請求→常置委員会の審査・決 定→請求者に通知→この決定に不服がある場合は個人情報保護審査委員会に審査請求→同審 査委員会の審査・決定→請求者に通知

\*個人情報保護審査委員会の決定が本学の最終判断となります。

(3) 審査の請求期間

不服の審査請求には、請求期間が限られていますので注意してください。

- ア 常置委員会への審査請求期間 情報保有部局等の措置の通知文書に記載する期日から 14日以内とします。ただし、止むを得ない理由があるときは、さらに7日間延期するこ とができます。
- イ 個人情報保護審査委員会への審査請求期間 上記常置委員会の決定 (職員の場合は情報 保有学部等の措置)の通知文書に記載する期日から14日以内とします。ただし、止むを 得ない理由があるときはさらに7日間延期することができます。
- 3 住所・電話番号等の記載

請求を受けた後の連絡に欠かせないものですので、電話記入欄には、連絡のつきやすい番号をご記入ください。これらを含めた個人情報は、不服審査請求に関すること以外に利用することはありません。